

# 株 主 各 位

千葉県松戸市新松戸東9番地1  
株式会社 ~~マツモトキヨシ~~ ホールディングス  
代表取締役社長兼COO 吉田 雅司

## 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合も同様に株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁に記載しております「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、当社議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成22年6月29日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 千葉県松戸市新松戸東9番地1<br>株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室<br>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第3期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第3期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役9名選任の件  |
| 第4号議案           | 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>）において周知させていただきます。

## 〔インターネットによる議決権行使のお手続きについて〕

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月28日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

# 事 業 報 告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における日本経済の現状は、企業収益は依然として低迷し、雇用情勢・所得環境が一段と厳しさを増すなか、個人消費の伸び悩みや消費者の節約志向が強まるなど、厳しい状況が続いておりました。

ドラッグストア業界におきましても、前述のような環境から生活防衛意識が高まり、消費者物価の下落、平成21年6月に施行された改正薬事法を機に販売手法の変更・異業種の参入など、業種／業態を越えた競争激化により、一層厳しい環境となりました。

このような環境のなか、当社グループは、グループ経営理念「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」を基本として、常にお客様の視点にたち、高い専門性をもとに、お客様の健康で美しくありたいというニーズに応え、「信頼」と「満足」を高めてまいりました。その具体的な施策としてお客様の悩みを内外から解決できるサービスを実現するための専門人材（薬剤師・登録販売者・ビューティケアアドバイザーなど）によるカウンセリング体制を強化するとともに、お客様の節約・価格志向に対応したMKカスタマー（プライベートブランド商品）の開発をはじめとした魅力的な商品の拡充、ロイヤルカスタマー醸成に向けた各種販促施策の実行など、お客様ニーズを反映した各種施策を推進してまいりました。

一方で、平成21年12月21日に株式会社ミドリ薬品を子会社化（平成22年4月1日完全子会社化）、平成22年1月1日に株式会社中島ファミリー薬局を完全子会社化、平成22年3月20日に平成22年4月1日を期して株式会社ラブドラッグスの子会社化する株式譲渡契約の締結など、更なるグループ競争力の強化に向けて取り組んでまいりました。

また、平成21年8月24日に株式会社ローソンと業務提携の基本契約を締結し、両社の強みを活かした「お客様が求める健康で快適な生活の実現」に向け、付加価値が高く専門性に優れた商品やサービスの提供及び新業態開発に向けた合弁会社の設立など、顧客ニーズと環境変化に対応した事業戦略をより迅速に推進しております。

#### <小売事業>

第1四半期は気象条件や温度要件に比較的恵まれたものの、第2四半期は天候要因、改正薬事法による販売手法の変更により、医薬品／化粧品を中心としたシーズン商品が低迷しましたが、新型インフルエンザの発生による予防意識の高まりからマスクなどを中心としたウイルス対策関連商品の需要拡大も加わり、全体を押し上げました。第3四半期・第4四半期は天候要因からシーズン商品の伸び悩み、新型インフルエンザ罹患懸念による通院患者の増加により調剤は伸長するも、総合感冒薬は大きく低迷し、それに加え、今年には花粉飛散が少なく期間の主力商品が苦戦を強いられました。また、このような状況とともに、継続化する景気減速による消費マインドの冷え込みなどから、更に厳しい状況となりました。

しかし、このような環境ではありましたが、新規出店による寄与、顧客の節約志向や価格意識に即応した商品展開、付加価値のあるMKカスタマー商品の拡充、小商圈化した市場や購買意欲の喚起に向けた効果的な販促施策の推進など、収益性と効率性を重視した展開に努めてまいりました。

新規出店に関しましては、各地域の特性を捉えた積極的な店舗展開を実施し、グループとして63店舗を出店しました。また、重点施策としての顧客や環境変化／ニーズへの対応を目的に既存店舗の改装を43店舗で実行し、スクラップ&ビルドを含め将来業績に貢献しない店舗を55店舗閉鎖いたしました。

その結果、当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、1,117店舗となり、その領域は1都1道2府38県に拡大しております。なお、当連結会計年度末に新たに連結子会社となった株式会社中島ファミリー薬局の当会計年度末（平成22年3月31日）の店舗数（14店舗）は含めておりません。

## <卸売事業>

卸売事業は、株式会社イシキ（平成21年10月 岐阜県・8店舗）とのFC契約、前連結会計年度におけるFC契約先並びに既存契約先の新規出店に対する商品供給が増加し、前連結会計年度に子会社化した株式会社茂木薬品商会による業務提携先企業への商品供給の増加など、順調に拡大しております。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は薬粧3,586億66百万円（前年同期比0.5%減）、ホームセンター58億75百万円（同10.1%減）、卸売事業255億21百万円（同14.9%増）、その他の事業8億99百万円（同4.6%増）、営業収入20億43百万円（同1.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、効率的な販促施策による宣伝費の抑制を図ったものの、カウンセリング体制の強化、株式会社ミドリ薬品の子会社化に伴う人件費の増加などにより、928億7百万円（同2.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,930億7百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は149億13百万円（同8.6%減）、経常利益は168億52百万円（同6.3%減）、当期純利益は72億81百万円（同5.8%減）と増収減益となりました。

事業区分	販売形態	第2期 （平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）		第3期 （平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）		前期比 （%）
		金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	
小売事業	薬粧	360,645	91.9	358,666	91.3	99.5
	ホームセンター	6,536	1.7	5,875	1.5	89.9
卸売事業		22,216	5.7	25,521	6.5	114.9
その他の事業	建設	697	0.2	740	0.2	106.2
	その他	162	0.0	159	0.0	97.6
営業収入		2,009	0.5	2,043	0.5	101.7
合計		392,268	100.0	393,007	100.0	100.2

- (注) 1. 営業収入はテナントからの受取家賃及び広告収入等であります。  
2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、グループ全体での63店舗出店及び43店舗の改装を行い、これらに伴う設備投資は39億72百万円となりました。

また、店頭情報の更なる有効利用のための店舗システム強化を目的とした投資を含めた無形資産投資 5億86百万円を行いました。

その他、賃貸借契約に係る敷金及び保証金支出額は14億67百万円となり、その結果、卸売事業及びその他の事業の投資を含め、当連結会計年度の総設備投資額は、60億25百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に調達コストの削減と資金効率化を図るために、長期資金の一部を期日前返済を行い、短期資金への切替を実施しております。

また短期運転資金としては、コマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、資金需要に備えております。

④ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社であった株式会社健康家族と株式会社マックスは、平成21年7月1日を合併期日として株式会社健康家族を存続会社とする吸収合併を行いました。また、これに併せて商号を「株式会社マツモトキヨシ甲信越販売」に変更しました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

a. 当社グループにおける九州地域の競争力強化と店舗網拡充を図るため、平成21年12月21日付で株式会社ミドリ薬品の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社といたしました。

なお、平成22年4月1日付当社との株式交換により完全子会社となりました。

b. 当社グループにおける長野地区での更なるドミナント化を図るため、平成22年1月1日付で株式会社中島ファミリー薬局の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	390,934	392,268	393,007
経 常 利 益 (百万円)	16,982	17,989	16,852
当期純利益 (百万円)	6,801	7,728	7,281
1株当たり当期純利益(円)	134.25	161.50	152.70
総 資 産 (百万円)	195,981	195,884	209,503
純 資 産 (百万円)	93,872	96,761	103,219

(注) 当社は設立第3期であるため、第1期(平成20年3月期)より記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100%	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイ東日本販売	450	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ミドリ薬品	352	59	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ぱぱす	253	75	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	170	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社トウブドラッグ	90	85	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社中島ファミリー薬局	44	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社茂木薬品商会	80	90	医薬品等の卸売
伊東秀商事株式会社	10	90	日用雑貨等の卸売
株式会社エムケイプランニング	50	100	店舗の建設・営繕
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100	生命保険・損害保険の販売代理業
株式会社ユーカリ広告	10	100	新聞折込広告の配布手配

### ③ その他

#### 重要な業務提携の状況

相手先	契約締結日	契約内容
株式会社ローソン	平成21年 8月24日	業務提携基本契約  下記項目の検討、及び検証を共同して行う 1. 人的資源の活用 2. 商品に関する内容 3. 新業態店舗の展開に関する内容 4. その他 取組み

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を重点課題として取り組んでまいります。

##### ① ドラッグストア事業の強化と更なる事業規模の拡大

近年のドラッグストア業界は、規制緩和による異業種参入や業界再編の加速など、経営環境が激しく変化しています。一方で、少子化・高齢化・人口減少の問題が深刻化しています。

このような環境のなか、当社グループでは「かかりつけ薬局」としての役割だけでなく、医療・介護・その他の健康や美容関連サービスも加味した幅広い、かつ、レベルの高いニーズへ柔軟に対応していくことを目指してまいります。

また同時に、グループの総合力を発揮して、更なる成長を目指します。「直営店の新規出店」「フランチャイズ」「M&A」を軸にドラッグストア事業の規模拡大を図るなど、スケールメリットとシナジー効果を追求し、より競争優位性が発揮できる体制を構築してまいります。

具体的には、①スケールメリットを活かした、お客様に満足していただける価格の提供、②グループ力を集結させた、PB商品の開発と販売力の強化、③高い専門性による、美と健康に関するトータル的なソリューションの提供、④利便性と魅力的な品揃えによる、お客様にとって一番身近な、一番頼れる店舗の実現、⑤本当にお客様を大切に思う「心」のこもった接客サービスが、今後の重要な課題と考え、取り組んでまいります。

## ② 新業態店舗の開発と拡販体制の強化

高齢化社会の進展、美容や健康意識の高まりなど、お客様のニーズは日々多様化しています。当社グループでは、多様化するお客様のニーズや地域・立地特性に合わせた新店舗フォーマットを開発し、お客様にとって価値のある商品とサービスを提供してまいります。

現在は、①異業種との協業を含めた健康で快適な生活を実現する利便性と健康志向を兼ね備えた新業態店舗、②小スペースを有効活用した医薬品特化型の新業態店舗『Med i + マツキヨ』、③「内外美容」をコンセプトに掲げ健康と美に特化した新業態店舗『H & B P l a c e』、の開発・運営に取り組んでおり、今後も積極的に展開してまいります。

また、今後日本は少子高齢化と人口減少による国内市場の縮小化が予想され、海外市場開拓の重要性が高まっています。当社グループでは、当社のグループ企業がグローバルな展開をするにあたり、事業を効率的かつ効果的に推進するための方策について、継続的に調査・研究を実施してまいります。

## ③ 垂直統合型ビジネスモデルの研究と開発

当社グループを取り巻く経営環境は、ますます厳しくなっています。競争に勝ち残るためには、お客様に支持され、継続して収益を上げることができる仕組みの構築が必要となります。当社グループでは、グループ内にとどまらず、お客様の手元に商品が届くまでのサプライチェーン全体の最適化・効率化の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等を販売する小売事業を核に、卸売事業、建設事業、その他サービス事業などの活動を行っております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	販売形態	事業内容
小売事業	薬粧	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨等の販売
	ホームセンター	D I Y商品、ガーデニング・日用品、ペット用品等の生活用品販売
卸売事業	当社グループ及び業務提携先	当社及び連結子会社、関連会社等、グループ企業への商品供給
	フランチャイズ	フランチャイジーへの商品供給
その他の事業	建設	店舗の建設・営繕
	その他	グループ企業の管理・間接業務の受託、新聞折込広告の配布手配、生命保険・損害保険の販売代理業

(6) 主要な営業所及び店舗（平成22年3月31日現在）

① 当 社

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

② 主要な子会社の事業所

株式会社マツモトキヨシ

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

関西営業所 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目14番22号

九州営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目30番15号

店 舗

販売形態	店舗数	地域別	都道府県別店舗数				
			千葉県	東京都	埼玉県	その他	
菓 粧	644(38)	関東 525(10)	千葉県 163(4)	東京都 146(3)	埼玉県 107(-)	神奈川県 65(3)	茨城県 44(-)
		甲信越 3(1)	山梨県 3(1)				
		東海 21(-)	愛知県 9(-)	静岡県 6(-)	岐阜県 3(-)	三重県 3(-)	
		近畿 48(10)	大阪府 22(7)	兵庫県 13(-)	奈良県 7(3)	京都府 4(-)	滋賀県 2(-)
		中国 7(1)	広島県 4(-)	岡山県 1(-)	鳥取県 1(-)	島根県 1(1)	
		四国 2(-)	香川県 1(-)	愛媛県 1(-)			
		九州 25(3)	福岡県 15(2)	大分県 3(-)	長崎県 3(-)	熊本県 3(1)	鹿児島県 1(-)
		沖縄 13(13)	沖縄県 13(13)				
ホームセンター	5(-)	関東 5(-)	千葉県 3(-)	東京都 1(-)	埼玉県 1(-)		
合 計	649(38)						

※（ ）内の数字は当該店舗数に含まれるF C店の数であります。  
また、千葉県店舗数にインターネット店1店舗を含んでおります。

③ その他の子会社

会社名 (本社所在地)	事業区分	店舗数	都道府県別店舗数
株式会社エムケイ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	小売事業	107	栃木県 34 群馬県 30 福島県 11 千葉県 8 新潟県 5 宮城県 5 北海道 2 青森県 2 岩手県 2 秋田県 2 長野県 2 石川県 2 山形県 1 福井県 1
株式会社ミドリ薬品 (鹿児島県鹿児島市)	小売事業	144	鹿児島県 55 宮崎県 32 福岡県 18 長崎県 15 熊本県 10 沖縄県 7 大分県 4 佐賀県 3
株式会社ばばす (東京都墨田区)	小売事業	126	東京都 125 千葉県 1
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 (長野県岡谷市)	小売事業	61	長野県 39 新潟県 21 福島県 1
株式会社トウブドラッグ (埼玉県越谷市)	小売事業	30	埼玉県 18 東京都 7 千葉県 5
株式会社中島ファミリー薬局 (長野県須坂市)	小売事業	14	長野県 13 新潟県 1
株式会社茂木薬品商会 (東京都文京区)	卸売事業	—	—
伊東秀商事株式会社 (千葉県松戸市)	卸売事業	—	—
株式会社エムケイブランニング (千葉県松戸市)	建設事業	—	—
株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県柏市)	その他の事業	—	—
株式会社ユーカリ広告 (千葉県柏市)	その他の事業	—	—

## (7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	販売形態	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	菓粧	4,096名 (5,922名)	451名増 (114名増)
	ホームセンター	49名 (85名)	10名減 (2名減)
卸売事業		117名 (4名)	4名減 (14名減)
その他の事業	建設	12名 (1名)	2名増 (－)
	その他	4名 (2名)	1名減 (－)
全社（共通）		606名 (102名)	122名増 (10名増)
合計		4,884名 (6,116名)	560名増 (108名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、事業区分できない部門に所属しているものであります。
3. 小売事業の菓粧部門の使用人数が前連結会計年度末と比べて451名増加しておりますが、その主な理由は株式会社ミドリ薬品及び株式会社中島ファミリー薬局の株式をそれぞれ平成21年12月、平成22年1月に新たに取得し、連結子会社化したことによるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129名 (25名)	6名増 (1名減)	41.9歳	11.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社使用人は、主に連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成22年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	8,562百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,622
株式会社鹿児島銀行	1,385
株式会社千葉興業銀行	1,375
株式会社八十二銀行	1,175
株式会社三井住友銀行	1,049
株式会社埼玉りそな銀行	1,020
株式会社みずほ銀行	1,000

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 210,000,000株
- ② 発行済株式の総数 53,579,014株（自己株式5,837,725株を含む）
- ③ 株主数 10,664名（前期末比164名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ ア カウント ア メリ カン ク ライ ア ン ト	5,900千株	12.36%
松 本 鉄 男	5,615	11.76
松 本 南 海 雄	4,170	8.74
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,147	4.50
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンテッド ペンション ファンズ	2,110	4.42
株 式 会 社 南 海 公 産	1,743	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,309	2.74
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,197	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	997	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	865	1.81

- (注) 1. 当社は自己株式5,837,725株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（47,741,289株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	松 本 南海雄	株式会社ユアーススポーツ代表取締役社長 株式会社南海公産代表取締役社長 NPO法人セルフメディケーション推進協議会副会長
代表取締役社長兼COO	吉 田 雅 司	
専務取締役兼CFO	成 田 一 夫	管理統括担当 株式会社マツモトキヨシ専務取締役管理統括兼管理本部長
専 務 取 締 役	松 本 清 雄	営業企画・商品統括担当 株式会社マツモトキヨシ専務取締役事業推進本部長
取 締 役 相 談 役	松 本 鉄 男	渉外担当
取 締 役	根 津 孝 一	株式会社ばばす代表取締役社長
取 締 役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社社外取締役
取 締 役	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス常勤監査役 株式会社スクウェア・エニックス監査役
取 締 役	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅代表取締役社長 株式会社シュアレン葛飾代表取締役会長 株式会社最上代表取締役社長 株式会社フアーレン埼玉代表取締役会長
常 勤 監 査 役	大 森 哲 夫	株式会社マツモトキヨシ常勤監査役
監 査 役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ社外監査役
監 査 役	諸 星 健 司	諸星健司税理士事務所 税理士
監 査 役	田 井 村 政 人	株式会社マツモトキヨシ社外監査役

- (注) 1. 取締役大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役鈴木哲氏、諸星健司氏及び田井村政人氏は、社外監査役であります。

3. 監査役諸星健司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役大森哲夫氏は、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において、監査役に選任され同日就任しております。
5. 当社は、取締役大爺正博氏、小林諒一氏、湯浅紀男氏並びに監査役鈴木哲氏、諸星健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の役職及び担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
松本 南海雄	代表取締役会長兼CEO	代表取締役社長	平成21年4月1日
吉田 雅司	代表取締役社長兼COO	取締役副社長事業会社統括担当	
成田 一夫	専務取締役兼CFO管理統括担当	専務取締役管理担当	
松本 清雄	専務取締役営業企画・商品統括担当	常務取締役営業企画・商品統括担当	

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐賀 淳	平成21年6月26日	辞任	常勤監査役

【ご参考】

当社は、平成22年4月1日付で、以下のとおり取締役の人事異動を行っております。

氏名	新	旧
成田 一夫	専務取締役兼CFO管理統括管掌 (FC企画部長兼務)	専務取締役兼CFO管理統括担当
松本 清雄	専務取締役経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌	専務取締役営業企画・商品統括担当

執行役員の状況（平成22年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	隼田 登志夫	株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長
執行役員	渡邊 孝男	株式会社ミドリ薬品取締役副社長 九州エリア担当
執行役員	矢部 一	関連事業部長 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売取締役会長
執行役員	山崎 邦夫	株式会社ラプドラッグス代表取締役社長
執行役員	小松 栄二	財務経理部長
執行役員	小山 由紀夫	経営企画部長 内部統制統括室長
執行役員	北嶋 永一	株式会社マツモトキヨシ常務取締役
執行役員	松本 貴志	株式会社マツモトキヨシ取締役
執行役員	奥嶋 荘一郎	情報システム部長
執行役員	平松 秀郷	DB部長

(注) 執行役員奥嶋荘一郎氏及び平松秀郷氏は、平成21年7月1日付で執行役員に選任されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)名	341 (19)百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	17 (10)
合計 (うち社外役員)	14 (6)	359 (29)

- (注) 1. 上記に記載しております取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額4億16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名が含まれているためであります。

b. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼務する子会社から役員として受けた報酬等の総額は5百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社*	社外取締役
	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス*	常勤監査役
		株式会社スクウェア・エニックス*	監査役
監査役	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅*	代表取締役社長
		株式会社シュテルン葛飾*	代表取締役会長
		株式会社最上*	代表取締役社長
監査役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役
	田井村 政 人	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役

(注) 1. \*印の各社と当社との間に取引関係はありません。

2. 株式会社マツモトキヨシは、当社の100%子会社であり、同社との間には、経営管理、業務受託、商品供給、土地・建物の賃貸、金銭貸付及び被債務保証の関係があります。

b. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外取締役3名及び社外監査役3名は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席状況及び発言状況
取締役	大 爺 正 博	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回（出席率94％）に出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にコンプライアンス、危機管理体制、子会社管理、人事施策等に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	小 林 諒 一	当事業年度に開催した取締役会16回のうち16回（出席率100％）に出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に事業戦略、コンプライアンス、危機管理体制、組織再編等に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	湯 浅 紀 男	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回（出席率94％）に出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に危機管理体制、取締役会での意思決定プロセスの妥当性に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
監査役	鈴 木 哲	当事業年度に開催した取締役会16回のうち16回（出席率100％）、監査役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、保険会社での永年の業務及び他の会社での監査役の経験等で培われた専門知識に基づき、主に内部統制、リスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	諸 星 健 司	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回（出席率94％）、監査役会15回のうち14回（出席率93％）に出席し、税理士としての専門知識及び豊富な業務経験に基づき、主にリスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	田井村 政 人	当事業年度に開催した取締役会16回のうち16回（出席率100％）、監査役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にリスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条1項及び当社定款に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役5百万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で監査法人の種類の変更により、有限責任監査法人トーマツとなりました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112

(注) 1. 当社の子会社である株式会社マツモトキヨシについても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して「財務デュー・デリジェンスに関する業務」の対価を支払っております。

また、当社の子会社である株式会社ミドリ薬品は、有限責任監査法人トーマツに対して「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会が会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役及び使用人相互における迅速かつ確かな報告と、適正な職務執行のための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- a. コンプライアンスを含めた内部統制を推進するために内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、内部統制統括室は、内部統制の進捗状況を、適宜代表取締役及び取締役会へ報告しております。また、コンプライアンス・リスク委員会は、少なくとも3ヶ月に1回開催され、グループ全体のコンプライアンスへの取り組み状況等を定期的に取締役会へ報告しております。
- b. 監査役による監査機能を充実させるため、⑨に記載した監査役への報告体制のほか、内部監査部門による本部及び店舗業務監査の結果につき、逐一監査役に報告しております。
- c. 内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用通報窓口（ヘルプライン）を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行っております。なお、取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧することができます。

③ 損失の危機に関する規程その他の体制

a. リスク管理体制（平時の対応）

グループ会社のリスク管理のため、リスク管理規程を定め、当該規程に基づき、当社及びグループ各社にてリスクの抽出作業を行い、それらのリスクを低減するために各部門にて体制の整備・見直しをしております。

当該規程に基づき、内部統制統括室は、グループ会社のリスク管理・運用体制及び整備状況等を評価並びに監査することとしており、また、リスク管理体制を推進する常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当該委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスク管理に関する全社的視点での指導及び各部門の調整を図り、グループ全体のリスク管理への取り組み状況等を定期的に取締役会へ報告することとしておりま

す。

b. 危機管理体制（有事の対応）

当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合において、その被害を最小限に抑えるために、緊急時対応規程を定め、当該規程に基づき、緊急時の情報収集体制、対応の基本方針、各危機のレベルに応じた当社臨時組織の内容（責任者、メンバー、対応事項、組織内の役割等）並びに株主総会・取締役会・監査役会等への報告体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次のような体制を設け、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保しています。

- a. 業務執行上の重要事項について報告・検討を行うため、代表取締役の諮問機関として経営会議、事業戦略会議をそれぞれ毎月1回開催しております。
- b. 関係部門・関係者が参加し、会社が直面している課題や問題点について迅速に対応策を立案し、検討することができるよう、組織横断的な協議機関として社内委員会・プロジェクトを設置しております。
- c. 各組織・役職等の役割及び責任の所在を明確にするとともに、適切な権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るため、職務権限規程を見直しました。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人へのコンプライアンスの周知徹底のために、「行動規範ハンドブック」の全使用人への配布・研修等の実施及びこれへの参加義務付け等を行うことにより、教育体制の構築を進めております。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、以下の体制を構築しております。

- a. 関係会社管理規程を作成し、各グループ会社における重要事項につき当社の承認を必要とし、または当社への報告を行うこととするなど、グループ会社全体を管理する体制を整備しました。
- b. 子会社の業務状況については、子会社より定期的にグループ月次報告会議に報告させる体制を整備しました。
- c. 子会社に対しては、当社より定期的に内部監査を実施しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ内部監査担当員が必要に応じて、監査役の職務を補助することとしております。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとし、また、他の役職との兼任を禁止することとしております。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項のほか、取締役会、経営会議及び事業戦略会議の付議事項、内部通報制度における通報状況、コンプライアンス・リスク委員会その他の内部統制システムの状況等、会社の重要事項について監査役が遅滞なく報告を受けることのできる体制を整備しております。

常勤監査役は、経営会議等の社内会議への出席、社内稟議書等の重要文書の閲覧等を通して、会社の重要情報について適宜報告を受けることのできる体制を整備しております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

現在、監査役4名（うち3名は会社法第2条第16号に規定する社外監査役です。）により監査役会が構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議である経営会議にも出席しております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

- ⑪ 反社会的勢力への対処

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、

不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本的な考え方

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

### ② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）、結果として大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（以下「原プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また、原プランは平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、1年間継続することをご承認いただいております。

なお、当社は原プラン導入後の情勢変化等を考慮し、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の確保の観点から、原プランのあり方について、継続的に検討してまいりました。その結果、平成21年5月27日開催の取締役会において、①取締役会による検討期間の一本化及びそれに伴う延長期間を設定すること、②取締役会に対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記すること、③有効期間を1年間から3年間に延長すること、④対抗措置の発動の中止を追加することなど、一部修正した新プラン（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの詳細につきましては、平成21年5月27日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

([http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122\\_p.pdf](http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122_p.pdf))

### ③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、

当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

# 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>90,954</b>	<b>流動負債</b>	<b>86,449</b>
現金及び預金	11,895	支払手形及び買掛金	55,141
売掛金	10,703	短期借入金	8,569
商品	55,248	1年内返済予定の長期借入金	5,218
貯蔵品	1,368	リース債務	473
繰延税金資産	2,786	未払法人税等	4,664
その他	9,019	賞与引当金	2,505
貸倒引当金	△68	ポイント引当金	1,804
		その他	8,071
<b>固定資産</b>	<b>118,549</b>	<b>固定負債</b>	<b>19,835</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>60,490</b>	長期借入金	11,086
建物及び構築物	15,237	リース債務	1,365
土地	41,657	繰延税金負債	1,033
リース資産	1,556	退職給付引当金	4,474
建設仮勘定	188	役員退職慰労引当金	57
その他	1,850	その他	1,817
<b>無形固定資産</b>	<b>9,503</b>	<b>負債合計</b>	<b>106,284</b>
のれん	6,369	(純資産の部)	
その他	3,133	<b>株主資本</b>	<b>102,782</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,555</b>	資本金	21,086
投資有価証券	7,033	資本剰余金	21,866
繰延税金資産	3,987	利益剰余金	74,660
敷金及び保証金	35,012	自己株式	△14,830
その他	3,520	評価・換算差額等	△915
貸倒引当金	△998	その他有価証券評価差額金	△915
		<b>少数株主持分</b>	<b>1,352</b>
<b>資産合計</b>	<b>209,503</b>	<b>純資産合計</b>	<b>103,219</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>209,503</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		393,007
売上原価		285,286
売上総利益		107,720
販売費及び一般管理費		92,807
営業利益		14,913
営業外収益		
受取利息	375	
受取配当金	133	
仕入割引	191	
固定資産受贈益	428	
注処手数料	399	
のれん償却額	427	
還付消費税等	292	
その他	316	2,565
営業外費用		
支払利息	246	
倒引当金繰入額	95	
持分法による投資損失	230	
現金過不足	23	
その他	29	625
経常利益		16,852
特別利益		
固定資産売却益	18	
貸倒引当金戻入額	80	
移転補償金	17	
その他	17	134
特別損失		
固定資産除却損	350	
店舗閉鎖損	290	
減損損失	2,127	
役員退職慰労金	21	
その他	42	2,833
税金等調整前当期純利益		14,154
法人税、住民税及び事業税	7,493	
法人税等調整額	△817	6,676
少数株主利益		196
当期純利益		7,281

## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	21,086
当期末残高	<u>21,086</u>
資本剰余金	
前期末残高	21,866
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	<u>0</u>
当期末残高	<u>21,866</u>
利益剰余金	
前期末残高	68,809
当期変動額	
剰余金の配当	△1,430
当期純利益	7,281
当期変動額合計	<u>5,850</u>
当期末残高	<u>74,660</u>
自己株式	
前期末残高	△14,883
当期変動額	
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	54
当期変動額合計	<u>52</u>
当期末残高	<u>△14,830</u>
株主資本合計	
前期末残高	96,878
当期変動額	
剰余金の配当	△1,430
当期純利益	7,281
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	54
当期変動額合計	<u>5,903</u>
当期末残高	<u>102,782</u>

(単位：百万円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,259
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	344
当期変動額合計	344
当期末残高	△915
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△1,259
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	344
当期変動額合計	344
当期末残高	△915
少数株主持分	
前期末残高	1,142
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	209
当期変動額合計	209
当期末残高	1,352
純資産合計	
前期末残高	96,761
当期変動額	
剰余金の配当	△1,430
当期純利益	7,281
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	554
当期変動額合計	6,457
当期末残高	103,219

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

12社

㈱マツモトキヨシ

㈱エムケイ東日本販売

㈱ミドリ薬品

㈱ばばす

㈱マツモトキヨシ甲信越販売

㈱トウブドラッグ

㈱中島ファミリー薬局

㈱茂木薬品商会

伊東秀商事㈱

㈱エムケイブランニング

㈱マツモトキヨシ保険サービス

㈱ユーカリ広告

㈱マックスは、平成21年7月に㈱健康家族に吸収合併されたため連結の範囲から除外しております。また、㈱健康家族は、平成21年7月に㈱マツモトキヨシ甲信越販売に商号変更しております。

上記のうち、㈱ミドリ薬品及び㈱中島ファミリー薬局については、それぞれ平成21年12月及び平成22年1月に新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、非連結子会社は該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

2社

- ・会社等の名称

杉浦薬品㈱

㈱ラブドラッグス

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱トウブドラッグ及び㈱ミドリ薬品の決算日はそれぞれ12月31日及び2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・小売事業会社

主として売価還元法による低価法を採用しております。

・卸売事業会社

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ハ. リース資産
- リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. ポイント引当金
- 販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ニ. 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ホ. 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支出に備えて、連結子会社である㈱ミドリ薬品は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- ④ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。
- (7) 会計方針の変更  
 (退職給付に係る会計基準の一部改正(その3)の適用)  
 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。  
 これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

現金及び預金	146百万円
建物及び構築物	96
土地	183
計	426

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	204百万円
長期借入金	1,497
計	1,701

(注)長期借入金には、1年内返済予定長期借入金が含まれております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,505百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,579千株	－千株	－千株	53,579千株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,896千株	0千株	27千株	5,870千株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数0千株は単元未満株式の買取による増加であります。  
2. 当連結会計年度減少株式数27千株は売却による減少であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 954百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

ロ. 平成21年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 477百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの平成22年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 954百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月30日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式・債券等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役へ報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金、長期借入金（原則として3年以内）ともに運転資金に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,895	11,895	－
(2) 売掛金	10,703		
貸倒引当金(*1)	△52		
	10,650	10,650	－
(3) 投資有価証券	5,270	5,270	－
(4) 敷金及び保証金	35,012		
貸倒引当金(*1)	△68		
	34,944	34,077	△866
資産計	62,760	61,893	△866
(1) 支払手形及び買掛金	55,141	55,141	－
(2) 短期借入金	8,569	8,570	1
(3) 長期借入金(*2)	16,305	16,479	174
負債計	80,016	80,192	176

(\*1) 売掛金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、並びに(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,763

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,135円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 152円70銭   |

## 6. 重要な後発事象

(株式交換について)

平成21年11月13日開催の当社取締役会において、当社による株式会社ミドリ薬品（以下「ミドリ薬品」といいます。）株式に対する公開買付けの成立を前提として、当社を株式交換完全親会社とし、ミドリ薬品を株式交換完全子会社とする株式交換に関する覚書を締結する決議をいたしました。平成21年12月14日にミドリ薬品株式会社に対する公開買付けが成立しましたことを受け、平成21年12月25日開催の取締役会において、平成22年4月1日を期して、ミドリ薬品と株式交換を行うことを決議いたしました。また、同日付で、ミドリ薬品と当社との間で株式交換契約を締結し、当該契約に基づき平成22年4月1日に株式交換を実施しました。

### (1) 株式交換の目的

ミドリ薬品は、鹿児島県を中心に九州地域においてドラッグストアを運営しておりますが、当社の完全子会社となることで、当社グループは商品の調達及び開発機能の強化と九州地域における優位な立場を形成することができ、これらは当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。また、ミドリ薬品は業務提携やフランチャイズ契約では限定的であった各々の経営ノウハウ及び経営資源を最大限活用することで、競争力を向上させることができるものと考えております。具体的には、販売ノウハウや人材育成システムの共有化、間接部門の共有化等を行うことで、収益性を改善させることが可能になると考えております。

### (2) 株式交換の概要

#### ① 株式交換の方法及び時期

平成21年12月25日に締結した株式交換契約に基づき、平成22年4月1日を効力発生日として、当社はその効力発生日の前日におけるミドリ薬品の株主（当社を除く）が保有するミドリ薬品の株式を当社に移転させ、ミドリ薬品の株主（当社を除く）に対して当社の普通株式を割当てました。

#### ② 株式交換の内容

ミドリ薬品の普通株式1株に対して、当社の普通株式50株を割当交付し、当該株式交換により当社普通株式399,100株を割当交付いたしました。なお、当社は保有する自己株式399,100株を株式交換による株式の割当てに充当しております。また、当社が保有するミドリ薬品の普通株式については、割当交付は行いません。

#### ③ 株式交換の相手会社についての概要

商号 株式会社ミドリ薬品

事業内容 医薬品、化粧品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営

所在地 鹿児島県鹿児島市東開町8番地8

代表者 代表取締役社長 百崎 栄一

資本金 352百万円（平成22年2月28日現在）

(合弁会社の設立)

当社は、平成22年4月16日開催の取締役会において、株式会社ローソン（以下、「ローソン」という）との将来に向けた持続的な事業発展を目的として、平成21年8月24日の業務提携で合意した内容に基づき合弁会社を設立することを決議いたしました。

概要は次のとおりであります。

(1) 合弁会社設立の目的

高齢化社会を背景に、美や健康意識の高まり、商品に対するこだわりなど、お客様ニーズは多様化しており、その対応を求められています。このような環境下において、当社の持つ医薬品・化粧品ノウハウ、ローソンの持つ食品・各種サービスのノウハウ等、両社独自の専門領域である商品やサービスを融合し、お客様ニーズや市場環境を取り入れた独自の業態を開発することで新規顧客の獲得と、事業領域の拡大を図ってまいります。

両社がこれまで培ってきた専門領域での様々なノウハウを結集し利便性・健康志向を兼ね備えた新たな業態を展開いたします。

なお、新業態店舗は、平成22年度上期中に関東圏で1号店を開設し、平成22年度中に計5店舗を出店いたします。平成23年度以降は新会社による出店戦略に基づき、平成24年度までの3ヵ年で約100店舗の出店を予定しております。

(2) 合弁会社の概要

商号：株式会社エムケイ・エル  
(英文表記: MKL Company Limited)

事業内容：ヘルスケア志向と利便性を兼ね備えた、他小売業との差別化を図る  
新業態店舗の開発と運営。

設立年月：平成22年5月(予定)

本社所在地：東京都23区内(予定)

資本金：490百万円

出資比率：株式会社ローソン50%  
株式会社マツモトキヨシホールディングス50%

代表者及び役員：代表取締役社長 成田 一夫  
(現 当社 専務取締役兼CFO)\*  
代表取締役副社長 川村 隆利  
(現 株式会社ローソン 専務執行役員)\*  
\*引き続き現職を兼務

決算期：2月

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>77,753</b>	<b>流動負債</b>	<b>75,001</b>
現金及び預金	1,593	買掛金	46,990
売掛金	49,042	短期借入金	8,000
商 品	3,295	1年内返済予定の長期借入金	3,600
貯 蔵 品	1,145	リ ー ス 債 務	6
前 払 費 用	46	未 払 金	12,561
繰延税金資産	186	未 払 費 用	172
短期貸付金	13,629	未払法人税等	151
未 収 入 金	7,765	賞 与 引 当 金	1
そ の 他	1,046	預 り 金	3,494
<b>固定資産</b>	<b>100,050</b>	前 受 収 益	7
<b>有形固定資産</b>	<b>5,715</b>	そ の 他	13
建 物	1,420	<b>固定負債</b>	<b>7,024</b>
構 築 物	39	長期借入金	7,000
船 舶	52	リ ー ス 債 務	21
車 両 運 搬 具	7	そ の 他	2
工具、器具及び備品	57	<b>負債合計</b>	<b>82,025</b>
土 地	4,109	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	28	<b>株 主 資 本</b>	<b>96,691</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,781</b>	資 本 金	21,086
商 標 権	1	資 本 剰 余 金	78,749
ソ フ ト ウ ェ ア	1,774	資 本 準 備 金	21,866
そ の 他	5	そ の 他 資 本 剰 余 金	56,882
<b>投資その他の資産</b>	<b>92,553</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>11,620</b>
投資有価証券	4,897	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,620
関係会社株式	86,865	繰越利益剰余金	11,620
長期前払費用	6	<b>自 己 株 式</b>	<b>△14,764</b>
繰延税金資産	760	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△913
そ の 他	22	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△913
<b>資産合計</b>	<b>177,803</b>	<b>純資産合計</b>	<b>95,777</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>177,803</b>

# 損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営業収益		265,429
売上原価		259,554
売上総利益		5,875
販売費及び一般管理費		5,768
営業利益		107
営業外収益		
受取利息	233	
有価証券利息	7	
受取配当金	4,972	
仕入割引	191	
発注処理手数料	483	
その他	49	5,937
営業外費用		
支払利息	187	
その他	0	188
経常利益		5,856
特別利益	—	—
特別損失		
固定資産除却損	6	
減損損失	2,044	
関係会社株式評価損	3	2,053
税引前当期純利益		3,803
法人税、住民税及び事業税	506	
法人税等の更正、決定等による	△111	
納付税額又は還付税額		
法人税等調整額	△179	215
当期純利益		3,587

# 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高		21,086
当期末残高		21,086
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		21,866
当期末残高		21,866
その他資本剰余金		
前期末残高		56,882
当期末残高		56,882
資本剰余金合計		
前期末残高		78,749
当期末残高		78,749
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		9,465
当期変動額		
剰余金の配当		△1,432
当期純利益		3,587
当期変動額合計		2,155
当期末残高		11,620
利益剰余金合計		
前期末残高		9,465
当期変動額		
剰余金の配当		△1,432
当期純利益		3,587
当期変動額合計		2,155
当期末残高		11,620
自己株式		
前期末残高		△14,762
当期変動額		
自己株式の取得		△1
当期変動額合計		△1
当期末残高		△14,764

(単位：百万円)

株主資本合計	
前期末残高	94,537
当期変動額	
剰余金の配当	△1,432
当期純利益	3,587
自己株式の取得	△1
当期変動額合計	<u>2,153</u>
当期末残高	<u>96,691</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,214
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	300
当期変動額合計	<u>300</u>
当期末残高	<u>△913</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△1,214
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	300
当期変動額合計	<u>300</u>
当期末残高	<u>△913</u>
純資産合計	
前期末残高	93,323
当期変動額	
剰余金の配当	△1,432
当期純利益	3,587
自己株式の取得	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	300
当期変動額合計	<u>2,454</u>
当期末残高	<u>95,777</u>

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・ その他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

- （リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

##### ② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- |               |  |
|---------------|--|
| (3) 引当金の計上基準  |  |
| 貸倒引当金         | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金         | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  |
| (4) 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。  |

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 2,255百万円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） |           |
| ① 短期金銭債権                            | 63,724百万円 |
| ② 短期金銭債務                            | 17,617百万円 |
| ③ 長期金銭債務                            | 1百万円      |

### (3) 偶発債務

- ① ㈱エムケイ東日本販売の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。
- ② ㈱茂木薬品商会の一部の仕入先からの一切の債務に対し、連帯保証を行っております。  
連帯保証債務残高 1,285百万円
- ③ ㈱マツモトキヨシ、㈱マツモトキヨシ甲信越販売、㈱トウブドラッグ、㈱エムケイ東日本販売、㈱中島ファミリー薬局及び㈱茂木薬品商会のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末のリース債務残高及び保証債務限度額は以下のとおりであります。

会社名	リース債務残高	保証債務限度額
㈱マツモトキヨシ	一百万円	70百万円
㈱マツモトキヨシ 甲信越販売	0百万円	50百万円
㈱トウブドラッグ	0百万円	50百万円
㈱エムケイ東日本販売	35百万円	430百万円
㈱中島ファミリー薬局	一百万円	100百万円
㈱茂木薬品商会	14百万円	一百万円
合計	50百万円	700百万円

(注) 保証債務限度額は、当事業年度末の保証リース債務残高を含まない金額であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引による取引高
- ・営業収益 264,990百万円
  - ・仕入高 45,094百万円
- ② 営業取引以外の取引高 5,065百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,836千株	0千株	—	5,837千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式等の買取による増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
棚卸資産	67百万円
未払費用	58百万円
未払事業税	41百万円
その他	18百万円
繰延税金資産（流動）計	186百万円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	823百万円
投資有価証券	629百万円
関係会社株式	533百万円
その他	38百万円
評価性引当金	△1,263百万円
繰延税金資産（固定）計	760百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
（調整）	
受取配当等の益金不算入額	△51.0
評価性引当金の増減	19.2
修正申告による影響額	△4.0
交際費等の損金不算入額	0.7
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.7

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱南海公産	30	不動産の管理	被所有 3.7%	役員 2名	当社事務所等の賃借	建物の賃借 (注)1	15	敷金及び保証金	2
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	合同会社 パフエ・クチュール	1	ネイルサロン店の経営等	—	—	商品の仕入	商品の仕入 (注)2	29	買掛金	6

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。
2. 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

### (2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 100%	5名	経営管理、業務受託料の受領	4,223	売掛金 未払金	36,291 8,193	
						経営・業務の受託及び商品の販売	198,724			
						土地・建物等の賃貸	185			
						銀行借入に対する被債務保証	9,600			
						資金の貸付	90,139			
利息の受取	11	未収利息	0							

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ばばす	253	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接75%	1名	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の貸付	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	80 14,049 14,100 19	売掛金 未払金 短期貸付金 前受収益	2,357 121 3,100 1
子会社	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	170	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の貸付	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	191 14,479 36,697 12	売掛金 未払金 短期貸付金 未収利息	2,619 311 3,111 0
子会社	㈱エムケイ東日本販売	450	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の管理	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 建物の賃貸(注)3 —	474 24,582 8 —	売掛金 未払金 預り金	4,605 1,021 2,048
子会社	㈱ミドリ薬品	352	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接59%	—	資金の貸付	資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	1,900 0	短期貸付金 前受収益	1,900 1
子会社	伊東秀商事㈱	10	日用雑貨等の卸売	所有直接90%	—	経営管理及び商品の仕入 資金の貸付	商品の仕入(注)6 資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	32,718 7,200 11	買掛金 未収入金 短期貸付金 前受収益	3,068 490 1,300 0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。
2. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
3. 賃貸料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

4. 当社の金融機関からの借入に対し、株式会社マツモトキヨシより重疊的債務引受を受けております。なお、取引金額については、期末時点の被債務保証残高である借入金残高を記載しております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長6ヶ月とし、期日に一括返済または契約条件内で更新としております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,006円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 75円15銭    |

## 9. 重要な後発事象

(株式交換について)

平成21年11月13日開催の当社取締役会において、当社による株式会社ミドリ薬品（以下「ミドリ薬品」といいます。）株式に対する公開買付けの成立を前提として、当社を株式交換完全親会社とし、ミドリ薬品を株式交換完全子会社とする株式交換に関する覚書を締結する決議をいたしました。平成21年12月14日にミドリ薬品株式に対する公開買付けが成立しましたことを受け、平成21年12月25日開催の取締役会において、平成22年4月1日を期して、ミドリ薬品と株式交換を行うことを決議いたしました。また、同日付で、ミドリ薬品と当社との間で株式交換契約を締結し、当該契約に基づき平成22年4月1日に株式交換を実施しました。

詳細は、連結注記表「6. 重要な後発事象」に記載しております。

(合弁会社の設立について)

当社と株式会社ローソンは、両社の将来に向けた持続的な事業発展を目的として、平成21年8月24日の業務提携で合意した内容に基づき、平成22年4月16日付で合弁会社を設立することを決議いたしました。

詳細は、連結注記表「6. 重要な後発事象」に記載しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社マツモトキヨシホールディングス  
取締役会 御 中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社マツモトキョシホールディングス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトキョシホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月25日

株式会社マツモトキヨシホールディングス 監査役会

常勤監査役 大 森 哲 夫 ⑩

監 査 役 鈴 木 哲 ⑩

監 査 役 諸 星 健 司 ⑩

監 査 役 田 井 村 政 人 ⑩

(注) 監査役鈴木哲、諸星健司、田井村政人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

### <期末配当に関する事項>

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社グループでは経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発、並びにM&A等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は954,825,780円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を以下のとおり変更させていただきたく存じます。

当社において単元未満株式の買増制度を導入することにより株主の皆様の便宜を図るため、同制度の導入に関する条文を新設（変更案第9条）するものであります。また、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第8条 （条文省略）  <u>（新設）</u>	第1条～第8条 （現行どおり）  <u>（単元未満株主の売渡請求）</u>
第9条～第38条 （条文省略）	<u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u>  第10条～第39条 （現行どおり）

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	松本 南海雄 (昭和18年3月4日生)	昭和40年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入社 昭和50年4月 同社専務取締役 昭和60年1月 株式会社ユアースポーツ代表取締役社長(現任) 昭和63年8月 有限会社南海公産(現株式会社南海公産)代表取締役社長(現任) 平成9年7月 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長 平成13年2月 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 平成14年5月 NPO法人セルフメディケーション推進協議会副会長(現任) 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長兼CEO(現任)	4,170,640株
2	吉田 雅司 (昭和23年2月20日生)	昭和45年4月 日本ケミファ株式会社入社 昭和50年11月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成元年11月 同社菓粧事業本部営業部長 平成7年6月 同社取締役菓粧事業本部営業部長 平成9年7月 同社常務取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成19年7月 同社専務取締役営業統括 平成19年10月 当社専務取締役 平成20年4月 当社取締役副社長事業会社統括担当 平成21年4月 当社代表取締役社長兼COO(現任)	20,240株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	成 田 一 夫 (昭和25年6月20日生)	昭和49年4月 株式会社リクルート入社 平成14年5月 株式会社靴のマルトミ(現株式会 社GOVリテイリング)代表取締役 CEO就任 平成16年8月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成18年4月 同社業務提携管理本部長兼経営 企画室長 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社専務取締役管理担当兼経営 企画部長 平成21年4月 当社専務取締役兼CFO管理統括担 当 平成22年4月 当社専務取締役兼CFO管理統括管 掌 (FC企画部長兼務) (現任)	1,000株
4	松 本 清 雄 (昭和48年1月20日生)	平成7年6月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年4月 同社商品部長 平成17年6月 同社取締役商品部長 平成19年7月 同社取締役営業本部商品担当部 長 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年7月 当社常務取締役営業企画・商品 統括担当 平成21年4月 当社専務取締役営業企画・商品 統括担当 平成22年4月 当社専務取締役経営企画管掌兼 営業企画・商品統括管掌 (現 任)	24,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	松本 鉄男 (昭和20年1月2日生)	昭和42年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入社 昭和50年4月 株式会社マツモトキヨシ常務取締役 平成9年7月 同社取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成13年2月 同社取締役 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役渉外担当 平成20年5月 当社取締役相談役渉外担当(現任)	5,615,400株
6	根津 孝一 (昭和21年1月12日生)	昭和39年4月 株式会社松屋百貨店入社 昭和47年9月 有限会社タカオカ薬局入社 平成元年11月 有限会社ばばす設立(現株式会社ばばす) 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	75,000株
7	大爺 正博 (昭和23年5月5日生)	昭和48年4月 三井生命保険相互会社入社 (現 三井生命保険株式会社) 平成14年4月 同社執行役員営業本部長 平成17年4月 同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役社長 クロスプラス株式会社社外取締役(現任) 平成19年6月 株式会社マツモトキヨシ社外取締役 平成19年10月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	小林 諒一 (昭和21年10月25日生)	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター (現株式会社野村総合研究所) 入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・ アメリカ社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務 取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所常勤監 査役 平成19年6月 株式会社アルゴ21社外監査役 平成19年6月 株式会社スクウェア・エニッ クス監査役(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニッ クス・ホールディングス常勤監査 役(現任)	一株
9	湯浅 紀男 (昭和15年11月17日生)	昭和41年4月 株式会社湯浅代表取締役社長 (現任) 平成2年6月 株式会社シュテルン葛飾代表取 締役社長 平成8年4月 株式会社最上代表取締役社長 (現任) 平成12年9月 株式会社シュテルン葛飾代表取 締役会長(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成21年5月 株式会社ファーレン埼玉代表取 締役会長(現任)	2,000株

- (注) 1. 取締役候補者松本南海雄氏は、株式会社ユアースポーツ及び株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があります。
2. 取締役候補者根津孝一氏は、株式会社ばばすの代表取締役であり、当社と同社との間には、経営管理、業務受託、商品供給及び金銭貸付の関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、それぞれ社外取締役の候補者であります。

5. 社外取締役候補者とする理由について

- (1) 大爺正博氏は、他の企業での代表取締役や社外取締役の経験を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 小林諒氏は、他の企業の役員や社外監査役の経験を有しており、経営に関する幅広い見識と専門知識を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 湯浅紀男氏は、他の企業の代表取締役を務めており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 取締役候補者大爺正博氏は、当社設立（平成19年10月1日）に伴い社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月となります。

また、取締役候補者小林諒氏及び湯浅紀男氏は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

7. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒氏及び湯浅紀男氏は、現在当社の社外取締役であり、各氏とは会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、各氏の再任が承認された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。

8. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒氏及び湯浅紀男氏は、現在当社の社外取締役であり、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、平成19年10月1日に株式移転方式により株式会社マツモトキヨシの完全親会社として設立されましたが、当社取締役の報酬体系は、設立以来、毎月定額の基本報酬（固定報酬）と業績と連動した報酬（業績報酬）で構成されており、退職慰労金制度は採用していません。

当社は、現在の業績と連動した報酬制度の内容を見直し、連結業績の要素に加えて、当社グループの競争力の高揚、コーポレートガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素も考慮したインセンティブ制度の導入が必要と判断いたしました。

そこで、新たな制度につき検討を重ねた結果、現在の業績報酬の一部を株式報酬型制度に移行することとし、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、また、株主の皆様との利害が一致するインセンティブ制度として、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株価との連動性を高めた株式報酬型ストック・オプションとして、退職後に行使可能となる新株予約権を発行することといたします。

つきましては、当社取締役（社外取締役を除く）に対する金銭による報酬等として平成20年6月27日開催の当社第1回定時株主総会においてご承認いただきました、取締役の報酬額（年額4億16百万円以内（ただし、使用人給与は含まない））とは別枠で、当該新株予約権につき、年額14百万円（新株予約権割当て時の新株予約権1個当たりの公正価額に、割当て総数を乗じて得られる額に相当する額）を限度額として、当社取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭による報酬等として付与することのご承認をお願いするものであります。当該額は、従来の業績報酬部分の範囲内でその配分を見直し、検討した結果定めた金額となります。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当該新株予約権の付与の対象となる取締役は、社外取締役となる予定の3名を除く6名となります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対して付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

## <株式報酬型ストック・オプションの具体的内容>

### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるものとする。

### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 6,700株（新株予約権1個当たりの目的たる普通株式100株）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を使用することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

### (3) 発行する新株予約権の総数

67個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数の上限とする。

### (4) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、取締役の職務執行の対価として付与することから、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年を経過する日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
  - a. 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
  - b. 新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。但し、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
- ④各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

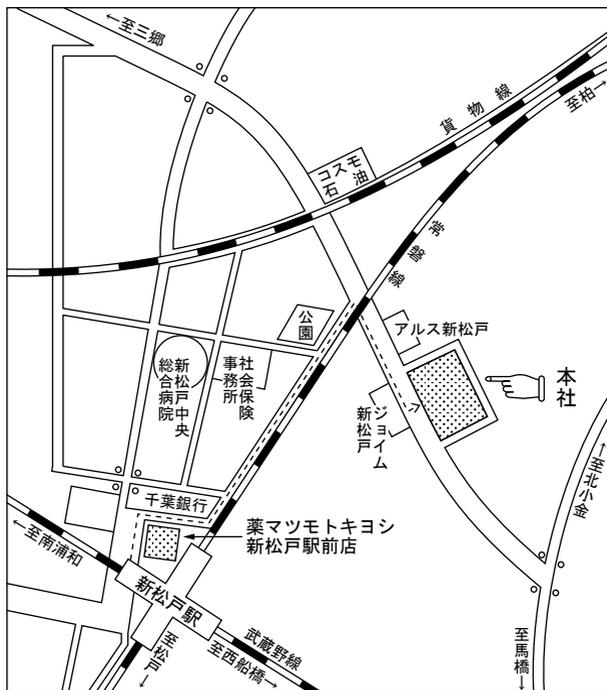
以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室

電 話：047 (344) 5110代表



## (最 寄 り 駅)

J R 常磐線 (千代田線) 新松戸駅下車 徒歩10分

※ 常磐線快速は停車いたしません。

※ 当日車でのご来訪はご遠慮下さい。